

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:公立藤田病院組合(医師以外)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.7%
全職員	92.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	106.8%
本庁課長相当職	103.4%
本庁課長補佐相当職	89.7%
本庁係長相当職	104.6%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.6%
31～35年	112.9%
26～30年	102.8%
21～25年	91.7%
16～20年	85.5%
11～15年	96.4%
6～10年	78.7%
1～5年	104.6%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、勤務時間が多様であるため除いている。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:公立藤田病院組合(医師)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.6%
全職員	92.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	107.5%
16～20年	83.0%
11～15年	— %
6～10年	66.6%
1～5年	60.9%

【説明欄】

- ・2(1)役職段階別の本庁部局長・次長相当職、本庁係長相当職区分については、女性職員がいないため記載なし。
- ・2(2)勤続年数別の36年以上については該当職員がいないため記載なし。31～35年、26～30年、11～15年は、女性職員がいないため記載なし。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。